

**令和 6 年度 横須賀市  
指定障害児通所支援事業所等自己点検シート  
児童発達支援（センター以外）・放課後等デイサービス**

**自己点検シートについて**

運営が適正に行えているかどうかを各事業所が自主的に点検するためのシートです。

点検事項の各項目は、「児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の内容です。

◎ 点検時期…

**5月1日～31日の状況を点検します。点検は毎年実施してください。**

(新規に指定を受けた事業所は、指定を受けた月の翌月1ヶ月間の状況を点検します。)

◎ 点検の方法…

各点検項目について、○ 又は × を選択します

点検項目の右欄の「□」のプルダウンリストから「○」か「×」を選択してください。

対象外または事例なしの場合は、「－」を選択します。

◎ 点検後の処理…

× を記した項目については、基準の内容を確認し、基準に適合するよう改善してください。

※経過措置の対象となっている項目については、期限までに○になるように必要な措置を講じてください。

◎ シートの保管…

**次年度の点検実施時まで保管してください。**

**市の求めがあった場合は、提出してください。**

事業所番号	1	4	5	1	9	0	0	4	0	9
事業所名称	湘南国際アフタースクール久里浜									

点検日	R6	年	8	月	24	日
-----	----	---	---	---	----	---

点検者	管理者	吉田 圭子
-----	-----	-------

※原則、管理者が点検者です。

定員	事業所全体	10	人	該当するサービス種別にチェックしてください。	
	単位1	10	人	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	<input checked="" type="checkbox"/> 放課後等デイサービス
	単位2		人	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス
	単位3		人	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス

### 基本方針（省令第3条）

- |   |  |                       |
|---|--|-----------------------|
| 1 | 通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供していますか。 | <input type="radio"/> |
| 2 | 利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めていますか。   | <input type="radio"/> |
| 3 | 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。                           | <input type="radio"/> |
| 4 | 利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。  | <input type="radio"/> |

### 内容及び手続の説明及び同意（省令第12条）

- |   |   |                       |
|---|---|-----------------------|
| 5 | 通所給付決定保護者から利用の申込みがあったときに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項を書面で交付して説明を行っていますか。 | <input type="radio"/> |
| 6 | サービス提供の開始に当たって、利用申込者の同意を得ていますか。   | <input type="radio"/> |

### 契約支給量の報告等（省令第13条）

- |    |   |                       |
|----|---|-----------------------|
| 7  | 通所受給者証に事業所の名称、支援の内容、契約支給量、契約日等の必要事項を記載していますか。           | <input type="radio"/> |
| 8  | 契約支給量の総量は、通所給付決定保護者に係る支給量を超えていませんか。                     | <input type="radio"/> |
| 9  | サービス提供に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に報告していますか。 | <input type="radio"/> |
| 10 | 通所受給者証記載事項に変更があった場合も、7～9に沿って行っていますか。                    | <input type="radio"/> |

### 提供拒否の禁止（省令第14条）

- |    |                            |                       |
|----|----------------------------|-----------------------|
| 11 | 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。 | <input type="radio"/> |
|----|----------------------------|-----------------------|

#### 正当な理由

- ① 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合
- ② 入院治療の必要がある場合
- ③ 当該事業所が提供するサービスの主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合

### 連絡調整に対する協力（省令第15条）

- |    |   |                       |
|----|---|-----------------------|
| 12 | 市町村又は障害児相談支援事業事業者が行う障害児の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定通所支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力していますか。 | <input type="radio"/> |
|----|---|-----------------------|

### サービス提供困難時の対応（省令第16条）

13	通常の事業の実施地域等を勘案し、適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合には、適当な他の指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	—
----	---	---

### 受給資格の確認（省令第17条）

14	サービス提供の開始に際しては、通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定された指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認していますか。	○
----	---	---

### 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助（省令第18条）

15	事業所が提供するサービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合には、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行えるよう必要な援助を行っていますか。	○
----	---	---

16	通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っていますか。	○
----	---	---

### 心身の状況等の把握（省令第19条）

17	サービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	○
----	---	---

### 指定障害児通所支援事業者等との連携等（省令第20条）

18	サービスの提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービス事業者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	○
----	--	---

19	サービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービス事業者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	○
----	--	---

### サービスの提供の記録（省令第21条）

20	サービスを提供したときは、提供日、内容その他必要な事項を記録していますか。	○
----	---------------------------------------	---

21	通所給付決定保護者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。	○
----	---------------------------------------	---

### 通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等（省令第22条）

22	通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限っていますか。	—
----	---	---

23	通所給付決定保護者に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ていますか。	—
----	---	---

### 利用者負担額等の受領（省令第23条）

24	サービスを提供したときは、通所給付決定保護者から当該サービスに係る通所利用者負担額の支払を受けていますか。	○
----	---	---

25	法定代理受領を行わないサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から当該サービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けていますか。	○
----	---	---

26	上記の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスとして提供される便宜に要する費用のうち、次の費用の支払いを通所給付決定保護者から受けていますか。	—
<p>↓</p> <p>食事の提供に要する費用、日用品費</p>		—
<p>その他指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスとして提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められるもの。</p>		—
<p>障害児及び通所給付決定保護者の希望によって身の回り品として日常生活に必要なもの（歯ブラシや化粧品等）を事業者又は施設が提供する場合に係る費用</p>		
<p>障害児及び通所給付決定保護者の希望によって教養娯楽等として日常生活に必要なもの（クラブ活動・行事における材料費等）を事業者又は施設が提供する場合に係る費用</p>		
27	上記の費用の支払を受けた場合は、支払った通所給付決定保護者に領収証を交付していますか。	—
28	上記の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、内容、費用について説明を行い、同意を得ていますか。	○
<b>通所利用者負担額に係る管理（省令第24条）</b>		
29	障害児が同一月に指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援等を受けたときは、通所利用者負担額合計額を算定し、市町村に報告するとともに、通所給付決定保護者及び他のサービスを提供した事業者等に通知していますか。	○
<b>障害児通所給付費の額に係る通知等（省令第25条）</b>		
30	法定代理受領により市町村から障害児通所給付費の支払を受けた場合には、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費の額を通知していますか。	○
31	法定代理受領を行わないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記録したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付していますか。	○
<b>指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの取扱方針（省令第26条・第26条の2）</b>		
32	個別支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その障害児の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。	○
33	障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個別支援計画の作成時をはじめ、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、障害児及びその通所給付決定保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮を行っていますか。	○
34	従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。	○
35	サービスの提供に当たっては、障害児の心身の健康等に関する5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」）を含む総合的な支援を行っていますか。	○

36 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。

37 上記36により、その提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、従業者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、保護者評価を受けて、その改善を図っていますか。

評価項目

- ① 利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- ② 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- ③ 事業の用に供する設備及び備品等の状況
- ④ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- ⑤ 障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- ⑥ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- ⑦ サービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

38 おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表していますか。

39 支援プログラム（上記35の5領域との関連性を明確にしたサービスの実施に関する計画）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表していますか。

※令和7年3月31日までは努力義務

障害児の地域社会への参加及び包摂の推進（省令第26条の3）

40 障害児がサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めていますか。

個別支援計画の作成等（省令第27条）

41 管理者は、児童発達支援管理責任者に個別支援計画の作成の業務を担当させていますか。

42 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たって、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討していますか。

アセスメントでの把握事項

障害児の有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況、障害児及び通所給付決定保護者の希望する生活、課題

43 アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接して行っていますか。

児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ていますか。

44 児童発達支援管理責任者は、**アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき**、個別支援計画の原案を作成していますか。 ○  
この場合において、障害児の家族に対する援助及び事業所が提供する指定児童発達支援（放課後等デイサービス）以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めていますか。

↓  
計画の記載事項

- ・ 通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向
  - ・ 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期
  - ・ 生活全般の質を向上させるための課題
  - ・ 上記35の5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえたサービスの具体的内容
  - ・ サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項
- 
- ・ 障害児の日々の支援に係る計画時間（必要に応じて、延長支援時間）等

※個別支援計画の参考様式及び記載事項の詳細については、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」（令和6年3月15日発出こども家庭庁事務連絡）及び「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について」（令和6年5月17日発出こども家庭庁事務連絡）をご確認ください。

45 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めていますか。 ○

↓  
「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制」とは

障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や通所給付決定保護者の意見を聴くことが求められる。（例えば、会議の場への障害児と保護者の参加、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うこと等）

46 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について、通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。 ○

47 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該計画を通所給付決定保護者及び指定障害児相談支援事業者等に交付していますか。 ○

48 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の交付先である指定障害児相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、障害児に係る必要な情報を共有するよう努めていますか。 ○

49 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っていますか。 ○

50 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。 ○

↓  
モニタリングの注意点

- ・ 定期的に通所決定保護者及び障害児に面接すること。
- ・ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

51 個別支援計画を変更する場合にも上記の手順で行っていますか。 ○

### 緊急時等の対応（省令第34条）

52	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに障害児の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	○
----	---	---

### 通所給付決定保護者に関する市町村への通知（省令第35条）

53	サービスを受けている障害児の通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	—
----	---	---

### 管理者の責務（省令第36条）

54	管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っていますか。	○
----	------------------------------------	---

55	管理者は、従業者に基本方針、人員・設備・運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	○
----	--	---

### 勤務体制の確保等（省令第38条）

56	障害児に対して、適切なサービスを提供することができるよう、従業者の月ごとの勤務体制を定めるなど勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしていますか。	○
----	---	---

57	事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。	○
----	------------------------------------	---

58	従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保していますか。	○
----	---	---

59	適切なサービスを提供するため、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止する雇用管理上の措置を講じていますか。	○
----	---	---

#### 事業者が講ずべき措置の具体的内容

- ・ 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること
- ・ 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること

### 業務継続計画の策定等（省令第38条の2）

60	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。	○
----	--	---

61	業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	○
----	-------------------------	---

62	従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。	○
----	--	---

63	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	○
----	--	---

### 定員の遵守（省令第39条）

64	災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除いて、利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。	○
----	--	---

### 非常災害対策（省令第40条）

- |    |   |                       |
|----|---|-----------------------|
| 65 | 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知していますか。 | <input type="radio"/> |
| 66 | 非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っていますか。   | <input type="radio"/> |
| 67 | 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。  | <input type="radio"/> |

### 安全計画の策定等（省令第40条の2）

- |    |   |                       |
|----|---|-----------------------|
| 68 | 障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検、従業員、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定し、安全計画に従い必要な措置を講じていますか。 | <input type="radio"/> |
| 69 | 従業員に対し、安全計画について周知するとともに、上記の研修及び訓練を定期的実施していますか。  | <input type="radio"/> |
| 70 | 通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。  | <input type="radio"/> |
| 71 | 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていますか。  | <input type="radio"/> |

### 自動車を運行する場合の所在の確認（省令第40条の3）

- |    |   |                       |
|----|---|-----------------------|
| 72 | 障害児の通所や事業所外での活動等のための移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗降時の際に、点呼等の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認していますか。                   | <input type="radio"/> |
| 73 | 障害児の送迎を目的とした自動車（3列以上の座席を有しないもの等を除く。）を日常的に運行するときは、自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、障害児の所在確認（障害児の降車の際に限る。）を行っていますか。 | <input type="radio"/> |

### 衛生管理等（省令第41条）

- |    |   |                       |
|----|---|-----------------------|
| 74 | 障害児の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。 | <input type="radio"/> |
| 75 | 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じていますか。   | <input type="radio"/> |

#### 必要な措置

- |  |                       |
|--|-----------------------|
| 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を定期的（おおむね3月に1回以上）に開催していますか。        | <input type="radio"/> |
| 感染対策委員会の結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。   | <input type="radio"/> |
| 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。  | <input type="radio"/> |
| 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（年2回以上）に実施していますか。 | <input type="radio"/> |

### 協力医療機関等（省令第42条）

76	障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。 (事業者から近距離にあることが望ましい)	<input type="radio"/>
----	--	-----------------------

### 掲示（省令第43条）

77	事業所内において利用申込者の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資する認められる重要事項を掲示していますか。	<input type="radio"/>
----	--	-----------------------

\* 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。

### 身体拘束等の禁止（省令第44条）

78	サービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行っていませんか。	<input type="radio"/>
----	---	-----------------------

79	やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

80	身体拘束等の適正化を図るため必要な措置を講じていますか。	<input type="radio"/>
----	------------------------------	-----------------------

#### 必要な措置

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催（1年に1回は必ず開催）していますか。	<input type="radio"/>
---	-----------------------

身体拘束適正化検討委員会の結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。	<input type="radio"/>
---------------------------------------	-----------------------

身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。	<input type="radio"/>
---------------------------	-----------------------

従業員に身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施していますか。	<input type="radio"/>
--	-----------------------

### 虐待の防止（省令第45条）

81	虐待の発生又はその再発を防止するため必要な措置を講じていますか。	<input type="radio"/>
----	----------------------------------	-----------------------

#### 必要な措置

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催（1年に1回は必ず開催）していますか。	<input type="radio"/>
---	-----------------------

虐待防止委員会の結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。	<input type="radio"/>
----------------------------------	-----------------------

従業員に虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施していますか。	<input type="radio"/>
--------------------------------------	-----------------------

上記の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	<input type="radio"/>
------------------------------	-----------------------

### 秘密保持等（省令第47条）

82	事業所の従業員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	<input type="radio"/>
----	--	-----------------------

83	従業員及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。	<input type="radio"/>
----	---	-----------------------

84	他の事業者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児又はその家族の同意を得ていますか。	<input type="radio"/>
* この同意は、サービス提供開始時に障害児及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りません。		
<b>情報の提供等（省令第48条）</b>		
85	サービスを利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。	<input type="radio"/>
86	広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしていませんか。	<input type="radio"/>
<b>利益供与等の禁止（省令第49条）</b>		
87	障害児相談支援事業者等若しくは他の障害福祉サービス事業者又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該事業者を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	<input type="radio"/>
88	障害児相談支援事業者等若しくは他の障害福祉サービス事業者又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該事業者を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	<input type="radio"/>
<b>苦情解決（省令第50条）</b>		
89	提供したサービスに関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じていますか。	<input type="radio"/>
90	苦情の受付日、内容等を記録していますか。	<input type="radio"/>
<b>地域との連携等（省令第51条）</b>		
91	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。	<input type="radio"/>
<b>事故発生時の対応（省令第52条）</b>		
92	障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、横須賀市、県（重大な事故・医療機関を受診した事故のみ。）、支給決定市町村、その利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じていますか。	<input type="radio"/>
93	障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	<input type="checkbox"/>
94	障害児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。	<input type="checkbox"/>
<b>会計の区分（省令第53条）</b>		
95	事業所ごとに経理を区分するとともに、その事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。	<input type="radio"/>
<b>記録の整備（省令第54条）</b>		
96	従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備していますか。	<input type="radio"/>

97 障害児に対するサービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスの提供を完結した日から5年間保存していますか。



#### サービスの提供に関する記録

個別支援計画、サービスの提供の記録、市町村への通知に係る記録、身体的拘束等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 変更の届出（児童福祉法施行規則第18条の35）

98 事業所の名称、所在地、管理者、児童発達支援管理責任者、運営規程等に変更が生じた際は、10日以内に市長に届け出ていますか。



#### 体制届の提出

99 各種加算（減算）の開始・終了、種類の変更を行う場合は、適宜、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」を市に提出していますか。  
加算：毎月15日までに届出があった場合は翌月から適用  
減算：減算すべき日から適用



#### 加算の要件等の確認

100 加算を取得するために必要な要件・取扱いの内容を理解し、必要な従業員の員数や資格等が維持できているか毎月確認していますか。



#### 加算等の基準

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）

#### 取扱い

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

## 加算の取得状況の確認

過去1年間に請求実績がある場合は、項目の右欄の「□」のプルダウンリストから「○」を選択してください。

1	児童指導員等加配加算	○
---	------------	---

基準人員（専門的支援体制加算を算定している場合は、当該加算要件従業者を含む）に加え、次のいずれの従業者を1以上配置していますか。

児童指導員等（常勤専従・児童福祉事業従事経験5年以上）	○
児童指導員等（常勤専従・児童福祉事業従事経験5年未満）	□
児童指導員等（常勤換算・児童福祉事業従事経験5年以上）	□
児童指導員等（常勤換算・児童福祉事業従事経験5年未満）	□
その他従業者	□

※「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者をいう。

※「児童福祉事業」とは、児童福祉法に規定された各種事業（\*）での経験に加え、幼稚園（特別支援学校に限らない）、特別支援学校、特別支援学級又は通級での指導における教育の経験を含むものをいう。

\* 児童福祉法に規定された各種事業

第6条の2の2	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援
第6条の3	児童自立生活援助事業、放課後等児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業
第7条第1項	児童福祉施設として、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター
第12条	児童相談所

常勤換算の場合で児童指導員等とその他の従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位を算定していますか。

—

2	専門的支援体制加算	○
---	-----------	---

基準人員（児童指導員等加配加算を算定している場合は、当該加算要件従業者を含む）に加え、理学療法士等を常勤換算1以上配置していますか。

※「理学療法士等」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。

※「児童福祉事業」とは、児童福祉法に規定された各種事業（\*）での経験に加え、幼稚園（特別支援学校に限らない）での指導における教育の経験を含むものをいう。

○

3	看護職員加配加算 ※主として重症心身障害児を通わせる事業所のみ	<input type="checkbox"/>
---	---------------------------------	--------------------------

次のいずれの区分で算定していますか。

看護職員加配加算（Ⅰ）	<input type="checkbox"/>
-------------	--------------------------

- ア 次の項目を市長に届け出ている。
- ・ 基準人員に加え、看護職員を1名以上配置（常勤換算による配置）
  - ・ 医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上
- イ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨をインターネット等の方法により広く公表している。

看護職員加配加算（Ⅱ）	<input type="checkbox"/>
-------------	--------------------------

- ア 次の項目を市長に届け出ている。
- ・ 基準人員に加え、看護職員を2名以上配置（常勤換算による配置）
  - ・ 医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上
- イ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨をインターネット等の方法により広く公表している。

4	家族支援加算	<input checked="" type="checkbox"/>
---	--------	-------------------------------------

次のいずれの区分で算定していますか。（複数回答可）

家族支援加算（Ⅰ） （障害児の家族（きょうだいを含む）に個別の相談援助）	
--------------------------------------	--

- |            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| （1）居宅を訪問   | <input type="checkbox"/>            |
| （2）事業所等で対面 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| （3）オンライン   | <input type="checkbox"/>            |

家族支援加算（Ⅱ） （障害児の家族（きょうだいを含む）にグループの相談援助）	
--	--

- |            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| （1）事業所等で対面 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| （2）オンライン   | <input type="checkbox"/>            |

あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、個別支援計画に位置付けた上で、計画的に相談援助を実施していますか。	<input checked="" type="checkbox"/>
--	-------------------------------------

相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行っていますか。	<input checked="" type="checkbox"/>
------------------------------------	-------------------------------------

保育所等訪問支援等との多機能型事業所である場合には、同一の児に係る家族支援について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計数は月4回を限度としていますか。	<input checked="" type="checkbox"/>
---	-------------------------------------

5	子育てサポート加算	<input type="checkbox"/>
<p>あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、個別支援計画に位置付けた上で、計画的に相談援助等の支援を実施していますか。</p>		
<p>サービスを提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていますか。</p> <p>※ただし、障害児の状態等から、家族等が直接支援場に同席することが難しい場合には、マジックミラー越し等により、支援場면을観察しながら、異なる従業者が相談援助等の支援</p>		
<p>従業者による一方的な説明や指示、複数の障害児及び家族等に対する一斉指示、支援内容を報告するのみではなく、障害児及び家族ごとの状態を踏まえて個別に障害児の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、個々の障害児及び家族にあわせて丁寧に支援を行っていますか。</p> <p>※複数の障害児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合（従業者1人あたり最大5世帯程度まで）には、障害児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保して支援を実</p>		
<p>支援場面に参加する等の機会の提供及び相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行っていますか。</p>		
6	利用者負担上限額管理加算	<input checked="" type="radio"/>
7	福祉専門職員配置等加算	<input checked="" type="radio"/>
<p>次のいずれの区分で算定していますか。</p>		
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）		<input type="checkbox"/>
<p>直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上</p>		
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）		<input type="checkbox"/>
<p>直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上</p>		
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）		<input checked="" type="radio"/>
<p>次のいずれかに該当する場合であること。          ア 直接処遇職員の総数（常勤換算）のうち、常勤の従業者の割合が100分の75以上          イ 直接処遇職員のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上</p>		
8	欠席時対応加算	<input checked="" type="radio"/>
<p>急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定していますか。</p>		
<p>電話等により障害児の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録していますか。</p>		

9 専門的支援実施加算

事業所に配置された理学療法士等が、個別支援計画を踏まえ、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行っていますか。

※「理学療法士等」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。

※「児童福祉事業」とは、児童福祉法に規定された各種事業（\*）での経験に加え、幼稚園（特別支援学校に限らない）での指導における教育の経験を含むものをいう。

■専門的支援実施計画に記載が想定される項目

- ・当該専門職によるアセスメントの結果
- ・5領域との関係の中で、特に支援を要する領域
- ・専門的な支援を行うことで、目指すべき達成目標
- ・目標を達成するために行う具体的な支援の内容
- ・支援の実施方法 等

上記の項目に限らず、ニーズに応じた専門的支援に必要であると考えられる項目について記載するとともに、計画的に質の高い専門的支援を提供する上で有効な計画とすることが求められる（例えば、障害特性を踏まえた配慮事項について記載する、個別支援計画の支援との関連性を記載する、支援の改善が図れるような構造とするなど）。

専門的支援実施計画は、個別支援計画とは別に作成し、あらかじめ障害児及び通所給付決定保護者に説明をした上で、同意を得ていますか。（見直しの場合も含む）

理学療法士等が、障害児に対し専門的支援を実施した場合には、加算対象児ごとに当該支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成していますか。

10 強度行動障害児支援加算（児童発達支援）

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1以上配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成して、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して当該研修修了者が支援計画シートを等作成していますか。

※支援計画シート等は「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年3月31日付障発0331第8号厚生労働社会・援護局障害保健福祉部長通知）の1の（4）における「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」参照。

実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合、次の取組みを行っていますか。

ア 従業者は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者又は実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行うこと。

イ 実践研修修了者は、原則として2回のサービス利用ごとに1回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。

実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行っていますか。

11	強度行動障害児支援加算（放課後等デイサービス）	
----	-------------------------	--

強度行動障害児支援加算（Ⅰ）		
----------------	--	--

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1以上配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成して、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して当該研修修了者が支援計画シートを等作成していますか。

強度行動障害児支援加算（Ⅱ）		
----------------	--	--

強度行動障害支援者養成研修（中核人材）修了者を1以上配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、強度行動障害を有する児（児基準30点以上）に対して、当該修了者が支援計画シート等の作成に係る助言を行い、当該修了者又は実践研修修了者が助言を踏まえた支援計画シートを作成していますか。

※支援計画シート等は「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年3月31日付障障発0331第8号厚生労働社会・援護局障害保健福祉部長通知）の1の（4）における「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」参照。

実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合、次の取組みを行っていますか。		
---	--	--

ア 従業者は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者又は実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行うこと。

イ 実践研修修了者は、原則として2回のサービス利用ごとに1回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。

ウ 中核的人材研修修了者が、原則として週に1日以上頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等の見直しについて助言を行うこと。

実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行っていますか。		
--	--	--

12	集中的支援加算	
----	---------	--

本加算の算定は、加算の対象となる児童に支援を行う時間帯に、広域的支援人材（※）から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われていますか。		
--	--	--

※強度行動障害を有する児者の支援に関して高度な専門性を有すると都道府県（政令市・児相設置市含む）が認めた者であって地域において支援を行う者

次の取組みをすべて行っていますか。		
-------------------	--	--

ア 広域的支援人材が、加算の対象となる児童及び事業所のアセスメントを行うこと。

イ 広域的支援人材と事業所の従業者が共同して、当該児童の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（集中的支援実施計画）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと。

ウ 事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、入所支援計画及び支援計画シート等（強度行動障害児特別支援加算を算定している場合のみ）に基づき支援を実施すること。

エ 事業所が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該児童への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該児童の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること。

オ 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合にあっては、当該障害児通所支援事業所と連携すること。

カ 当該児童へ障害児相談支援を行う障害児相談支援事業所と緊密に連携すること

集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ていますか。

当該児童の状況及び支援内容について記録を作成していますか。

13 人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）

言語聴覚士を1以上配置（常勤換算に限らない単なる配置で可）していますか。

関係機関の求めに応じて、人工内耳装用児への支援に関する相談援助（実施日時及びその内容の要点に関する記録要作成）を行っていますか。

言語聴覚士が人工内耳装用児の状態や個別に配慮すべき事項等を把握し、児童発達支援管理責任者と連携して当該事項を個別支援計画に位置付けて支援を行っていますか。

人工内耳装用児への適切な支援を提供するため、人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制が確保されていますか。

12 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（※1）に対して支援を行う時間帯を通じて、視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者（※2）を配置し、当該人材がコミュニケーション支援を行いながら支援を行っていますか。

※1「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児」とは、次のア～ウのいずれかに該当する児童。

ア 視覚に重度の障害を有する障害児  
視覚障害に関して1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児

イ 聴覚に重度の障害を有する障害児  
聴覚障害に関して2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児

ウ 言語機能に重度の障害を有する障害児  
言語機能に関して3級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児

※2「児童福祉事業視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者業」とは、次のア～ウのいずれかに該当する者。

ア 視覚障害  
点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

イ 聴覚障害又は言語機能障害  
日常生活上の場面において、必要な手話通訳等を行うことができる者

ウ 障害のある当事者  
障害特性に応じて、当事者としての経験に基づきコミュニケーション支援を行うことができる者

13 個別サポート加算（Ⅰ）（児童発達支援）

【対象となる児】

- ・重症心身障害児
- ・身体に重度の障害がある児童1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児
- ・重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児）
- ・精神に重度の障害がある児童（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）

14	個別サポート加算（Ⅰ）（放課後等デイサービス）	○	
<p>【対象となる児】</p> <p>①ケアニーズの高い障害児 就学児サポート調査表の各項目において算出した合計が13点以上の障害児</p> <p>②著しく重度の障害児 就学児サポート調査表において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするとされた障害児</p>			
<p>①の障害児に対して支援をしている場合で、さらに30単位追加して算定している場合は、強度行動障害支援者養成研修基礎研修修了者を配置（常勤換算ではなく単なる配置で可。<b>児発管は不可</b>）して、当該者が支援を行っているか。</p>			—
15	個別サポート加算（Ⅱ）		
<p>【対象となる児】 要保護・要支援児童（児童相談所やこども家庭センター等の機関と連携して支援を行う必要がある障害児）</p>			
<p>児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（以下「連携先機関等」という。）と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行っていますか。</p>			
<p>連携先機関等との上記の共有は、6月に1回以上行うこととし、その記録を文書（※）で保管していますか。</p>			
<p>※ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は事業所が作成した文書であって、事業所と連携先機関等の双方で共有しているもの。単に事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。</p>			
<p>連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、個別支援計画に位置付け、通所給付決定保護者の同意を得ていますか。</p>			
<p>市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答していますか。</p>			
16	個別サポート加算Ⅲ（放課後等デイサービス）		
<p>【対象となる児】 不登校の状態にある障害児（「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由による者は除く）」であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された児童）</p>			
<p>学校と日常的な連携を図り、障害児に対する支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて支援を行っていますか。</p>			
<p>個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成を行っていますか。</p>			
<p>対面又はオンラインで、学校との情報共有を月に1回以上行い、その要点についての記録を学校と共有していますか。</p>			
<p>家族への相談援助（居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも可）を月に1回以上行い、障害児や家族の意向及び居宅での過ごし方の把握、放課後等デイサービスにおける支援の実施状況等の共有を行って、その実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成していますか。</p>			

学校との情報共有においては、障害児の不登校の状態について確認を行い、障害児や家族等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の可否について検討を行っていますか。

市町村（教育関係部局、障害児関係部局）から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答していますか。

17 入浴支援加算

【対象となる児】  
医療的ケア児、重症心身障害児

障害児を安全に入浴させるために必要となる浴室・浴槽・衛生上必要な設備を備え、衛生的な管理を行っていますか。

障害特性、身体の状態等も十分に踏まえた安全に入浴させるために、次の取組みを行って、必要な体制を確保していますか。

- ① 個々の対象児について、その特性等を踏まえた入浴方法や支援の体制・手順などを書面で整理し、支援にあたる従業者に周知すること
- ② 入浴機器について、入浴支援を行う日及び定期的に安全性及び衛生面の観点から点検を行うこと
- ③ 入浴支援にあたる全従業者に対して、定期的に入浴支援の手法や入浴機器の使用手法、突発事故が発生した場合の対応等について研修や訓練等を実施すること

入浴支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画に位置付け、従業者への周知徹底と当該計画に基づく取組を行っていますか。

入浴支援の実施に当たっては、障害児の障害の特性、家庭における入浴の状況その他の入浴支援を実施するにあたっての必要情報を把握し、これらの情報を踏まえて個別に配慮すべき事項や体制について個別支援計画に位置付けた上で実施していますか。

障害児の年齢等を考慮しながら、本人や家族の意に反する異性介助が行われないようにし、プライベートゾーンや羞恥心に配慮した支援を行っていますか。

18 自立サポート加算（放課後等デイサービス）

【対象となる児】  
進路を選択する時期にある就学児（高校2年生・3年生を基本とする）

あらかじめ障害児及び給付決定保護者の同意を得た上で、加算対象児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための計画である自立サポート計画を作成していますか。

自立サポート計画に基づき、障害児の適性・障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助や必要となる知識技能の習得支援など、障害児が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行っていますか。

【想定される支援】

- ・ 自己理解の促進に向けた相談援助  
適正や障害特性の理解、現在や将来の課題などについて客観的な評価を交えた相談援助の実施等
- ・ 進路の選択に資する情報提供や体験機会の提供  
働く意義や職種・業種の情報提供、事業所での作業体験、企業等での職業体験、就労・進学等を経験している障害者による経験に基づく相談援助・講話等のピアの取組等
- ・ 必要な知識・技能を習得するための支援  
生活や職場での基本的マナー、進路に必要な具体的な知識技能の習得支援

自立サポート計画に基づく支援の実施状況の把握を行うとともに、課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行っていますか。

障害児が在籍する学校との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成・見直し、支援の実施において必要な連携を図っていますか。

本加算の算定にあたって行った取組については、実施した日時及び支援内容について記録を行っていますか。

19 通所自立支援加算（放課後等デイサービス）

障害児が公共交通機関等の利用又は徒歩により通所する際に、従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等を習得するための助言援助等の通所自立支援を行っていますか。

あらかじめ障害児及び通所給付決定保護者の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、支援の実施及び個別に配慮すべき事項その他の支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、個別支援計画に位置づけて行っていますか。

同行する従業者の交通費等については事業所の負担としていますか。

障害児の安全な通所のために必要な体制について、次の通りとしていますか。

- ・ 障害児 1 人に対して、従業者 1 人が個別に支援を行うこと。  
（障害児の状態に応じて、安全かつ円滑な支援が確保される場合には、障害児 2 人に対して従業者 1 人により支援を行うことも可）
- ・ 医療的ケアを要する障害児に支援を行う場合には、看護職員等、必要な医療的ケアを行える職員が同行をすること。

通所自立支援の安全確保のための取組に関する事項について、安全計画に位置付け、その内容について職員に周知を図るとともに、支援にあたる従業者に対して研修等を行っていますか。

通所自立支援を実施した日時、支援の実施状況、障害児の様子、次回取組で留意するポイント等について、記録を作成していますか。

同一敷地内の移動や、極めて近距離の移動（例：学校の目の前に事業所がある場合や徒歩数分の距離の通所）などは対象としていませんか。

本加算は、支援開始より90日間を限度に算定していますか。

20 医療連携体制加算

次のいずれの区分で算定していますか。

医療連携体制加算（Ⅰ）

医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として算定していますか。

医療連携体制加算（Ⅱ）		
医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として算定していますか。		
医療連携体制加算（Ⅲ）		
医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、算定していますか。		
医療連携体制加算（Ⅳ）		
医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が医療ケア区分に係るスコア表の項目欄に該当する医療行為が必要な障害児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として算定していますか。		
医療連携体制加算（Ⅴ）		
医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が医療ケア区分に係るスコア表の項目欄に該当する医療行為が必要な障害児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として算定していますか。		
医療連携体制加算（Ⅵ）		
医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、算定していますか。		
医療連携体制加算（Ⅶ）		
喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合、算定していますか。		
<p>※（Ⅰ）～（Ⅵ）については、①医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合や②主として重症心身障害児を通わせる事業所において重症心身障害児に対する基本報酬を算定している場合には、算定しない。（Ⅶ）は①は算定しないが②は算定可。</p>		
医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払っていますか。		
障害児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を、障害児ごとに受け、その内容を書面で残していますか。		
看護の提供においては、障害児の主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載していますか。		
障害児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告していますか。		
21	送迎加算	○
<p>↓</p>		
	車両により居宅や学校等と事業所との間の送迎を行っていますか。	○
重症心身障害児の送迎加算算定については、運転手に加え、基準により置くべき直接支援業務に従事する職員1以上が同乗していますか。	—	

医療的ケア児の送迎加算算定については、運転手に加え、看護職員等（喀痰吸引等のみ必要な児の場合には認定特定行為従事者を含む）1以上が同乗していますか。

—

22 延長支援加算

○

※重症心身障害児の場合

運営規程に定められている営業時間が8時間以上で、営業時間の前後の時間にサービスを行っていますか。

□

※重症心身障害児以外の場合

運営規程に定められている営業時間が6時間以上ですか。（放課後等デイサービスの平日の営業時間は除く）

○

障害児ごとの個別支援計画に定める標準的な発達支援時間が5時間（放課後等デイサービスの場合、平日は3時間）としており、かつ、その発達支援時間に加えて別途延長支援時間を個別支援計画にあらかじめ位置づけている障害児について、発達支援を行う前後の時間帯において、延長支援を行った場合に、算定していますか。

○

障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由があり、あらかじめ保護者の同意を得た上で、延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を個別支援計画に位置づけて行っていますか。

—

個別支援計画に延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合、急な延長支援を必要とした理由及び延長支援時間について記録を行っていますか。

—

延長支援時間は、1時間以上で設定していますか。（発達支援の利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合においては、前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定）

—

実際の延長支援時間が個別支援計画に定めた延長支援時間を超える場合にあっては、個別支援計画に定めた延長支援時間によることとしていますか。

○

障害児又は保護者の都合により実際の延長支援時間が1時間未満となった場合には、通所報酬告示第1の12の注2に規定する「30分以上1時間未満」の区分単位数を算定していますか。（加算を算定するには実際の延長支援時間が30分以上必須）

—

※重症心身障害児の場合を含む

延長支援時間における従業者の体制は次の通りとしていますか。

□

- ・延長支援時間における障害児の数が10人以下の場合は、2人以上の従業者を配置している。
- ・延長支援時間における障害児の数が10人を超える場合の従業者の数については、2人に、障害児の数が10を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上を配置している。
- ・延長支援時間における従業者1人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者（児童発達管理責任者を含む）を配置している。
- ・医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。）を1名上配置している。

23 関係機関連携加算

次のいずれの区分で算定していますか。（複数回答可）

関係機関連携加算（Ⅰ）

保育所や学校等との個別支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成していますか。

関係機関連携加算（Ⅱ）

保育所や学校等と児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行っていますか。

関係機関連携加算（Ⅲ）

児童相談所、こども家庭センター、医療機関等と、情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行っていますか。

関係機関連携加算（Ⅳ）

就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整・相談援助を行っていますか。

あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得ていますか。

会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の要旨（Ⅰ）の場合は個別支援計画に反映させるべき内容を含む）を記録していますか。

24 事業所間連携加算

次のいずれの区分で算定していますか。

事業所間連携加算（Ⅰ）

次の取組みを実施していますか。

- ・市町村から事業所間の連携を実施するよう依頼を受けた事業所（コア連携事業所）であること
- ・障害児が利用する他の事業所との間で、障害児に係る支援の実施状況、心身の状況、生活環境等の情報共有・支援の連携のための会議を開催すること
- ・会議の内容及び整理された児の状況や支援に関する要点について、他の事業所、市町村、保護者に共有すること
- ・市町村に、障害児に係る各事業所の個別支援計画を共有すること。また、障害児・家族の状況等を踏まえて、急ぎの障害児相談支援の利用の必要性の要否を報告すること
- ・保護者に対して、上記の情報を踏まえた相談援助を行うこと
- ・上記の情報について、事業所の従事者に情報共有を行うとともに、必要に応じて個別支援計画を見直すこと

事業所間連携加算（Ⅱ）

次の取組みを実施していますか。

- ・コア連携事業所が開催する会議に参加するとともに 個別支援計画をコア連携事業所に共有すること
- ・上記の情報について、事業所の従事者に情報共有を行うとともに、必要に応じて個別支援計画を見直すこと

25 保育・教育等移行支援加算

障害児及び家族の意向や課題を把握し、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて計画的に実施していますか。

退所前の保育・教育等移行支援については、移行先施設との間で、障害児や家族の状況や課題の共有を行うとともに、会議においては、移行に向けて必要な取組等の共有や連携調整などを行っていますか。また、助言援助においては、必要な環境調整や支援方法の伝達などを行っていますか。

退所後の居宅等を訪問しての相談援助においては、障害児又はその家族等に対して、移行後の生活における課題等に関して相談援助を行っていますか。

退所後の移行先施設を訪問しての助言援助においては、移行先施設に対して、移行後の生活における課題等に関して助言・援助を行っていますか。

相談援助及び助言援助を行った場合は、当該支援又は援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を行っていますか。

26 福祉・介護職員処遇改善加算等

【令和6年4・5月】次のいずれの加算を算定していますか。

福祉・介護職員処遇改善加算（旧処遇改善加算）

算定している加算区分を記載してください。  
→

区分 1

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（旧特定加算）

算定している加算区分を記載してください。  
→

区分 1

福祉・介護職員等ベースアップ加算（旧ベースアップ等加算）

【令和6年6月以降】次の加算を算定していますか。

福祉・介護職員処遇改善加算（新加算）

算定している加算区分を記載してください。  
→

区分 I

お疲れさまでした。